

第2回 行政手続部会 第2検討チーム 議事録

1. 日時：平成29年10月3日（火）9:59～10:27
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（主査）、高橋滋（部会長）、野坂美穂
（専門委員）佐久間総一郎
（政府）平井内閣官房内閣審議官、馬場参事官
（ヒアリング省庁）渡邊厚夫 経済産業省 大臣官房政策評価審議官
中野美夏 経済産業省商務情報政策局 総務課 情報プロジェクト室長
（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官
4. 議題：
（開会）
重点分野「補助金の手続」
（閉会）
5. 議事概要：
○安念主査 おはようございます。おそろいですので始めたいと思います。
第2回「行政手続部会第2検討チーム」を開会いたします。
皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。
林委員、田中専門委員、堤専門委員は御欠席です。
それでは、早速議事に入ります。本日は重点分野のうち「補助金の手続」について議論を行います。補助金の手続は、補助金の手続全般を対象とする見直しの方針を各府省庁に示し、それぞれの補助金について方針に基づき見直しを求めることを検討しております。
まず事務局より資料の説明をお願いします。
○石崎参事官 資料1「基本計画（補助金）見直しの方針」を御参照ください。
まず（1）ですけれども、平成31年度までの行政手続コスト「20%削減」に言及していない基本計画が多い。具体的な根拠やスケジュールが不明確なものも散見されるということで、2020年3月末までの行政手続コスト20%削減をする必要があるということで、補助金ごとの削減目標や見通しの根拠あるいは具体的なスケジュールを基本計画に記載すべき。済みませんが、ミスプリントで「具体的な手段ごとの削減見通しの根拠見通し」と二度書いてありますけれども、そこは削除していただければと思います。基本計画に記載すべきと。
また、「行政手続の電子化の徹底」という観点から、電子申請の利用率の目標も基本計画の中で提示すべき。

(2) オンライン化が進んでいない理由をしっかりと分析して、対策を講じるべき。多くの補助金においてメールや郵送による受付を電子化に含めているが、特に申請件数が多い補助金についてはウェブ申請システムを検討すべきということで、例として書いてある科研費助成事業はウェブ申請をしている事例でございます。

(3) として取組事例。これはよいほうのベストプラクティス的な取組事例を別紙にまとめてありますが、それを参照しつつ、積極的に導入を検討すべきということで、①としては同一補助金において公募段階で求めた資料を交付決定段階で求めない。また、省内の補助金で提出した書類について、他の補助金申請の際に提出不要とする。②として地方公共団体に対する間接補助金について、必要最小限の記載項目を標準様式として提示するとともに、詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最小限のものに抑える。また、添付資料について「その他参考となる資料」との曖昧な記述を廃止し、必要な資料は明記する。③実績報告書について、EXCELによる自動計算とし、窓口持参や郵送ではなく電子的な提出とする。

(4) 簡素化の対象範囲が、交付金の「公募・交付決定段階」のみを対象とするものが多いということで、「公募・交付決定段階」以降の手續についても簡素化を工夫すべきということで、まずは実績報告書、これは(3)の③でありますけれども、その他書類保存負担の軽減ですとか、検査対応時間の合理化など。

次のページを見ていただきまして、(5) 地方公共団体に事務が委任されていることを理由に、国では対応不可能とするものが散見される。また、地方公共団体の協力を得るために具体的な方策に言及していないものも多い。別紙、これは前のページの②であります。これはベストプラクティス的なもので厚労省の事例でありますけれども、こういったことを参考に基本計画を見直すべき。

注としては、補助金適化法の説明で書いてあります、補助金交付申請が要式行為であるということと、各省各庁の長が補助金交付の条件を付することとされているということ。それから、間接補助金については補助金事業者等に対する補助金等に附された条件と同一の条件を間接補助金に附すべきこととされている。このような考え方からすれば、間接補助金の「申請書の書式の統一は不可」というのは誤りではないか。(3)の②のように地方公共団体に対する間接補助金についても、一定の措置を検討していただくことがよろしいのではないかと考えております。

その他、各府省に追加的に提出を求める情報として、公募申請の件数ですとか、一応、年度内の行政手續コストを計測することになっておりますけれども、相当数のものにつきましては既に計測をしたということですので、その作業時間についての提出を求めることにしたいと思います。

資料2でございますが、もしこれで御了承いただければ、各省に発注するときのフォームでございます。基本的には資料1に基づいてそれを履行するかしないかということをチェックしていただくことで考えております。

私からの説明としては以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、次に経産省さんから御説明をいただきたいと存じます。

○渡邊審議官 経済産業省の渡邊でございます。

資料3に基づいて御説明を申し上げます。

この補助金の基本計画に関しては、6月に私どものものは提出させていただいてございます。今度は見直しの方針という形で案を出していただきましたので、これについて今後、検討していくわけですけれども、その検討に当たってのコメントということで本日御紹介させていただければと思います。

まず1ポツのところでございますけれども、今、申し上げた基本計画の中にも記載していますように、向こう3年で行政手続コスト20%削減といったことを当省としてはしっかりやっていくべく取り組んでいるところでございます。これはとにかく経産省ができることをまず自分のところでしっかりやるということでありまして、お示しいただいた3つの原則に基づいた取組、それから、特にベンチャーについては支援プラットフォームということで、かなりさまざまな補助金があるわけですけれども、これを同じベンチャーが別々の補助金メニューにそれぞれの方式に従って出すというのは非常に面倒だということで、この辺の利便性を高めたいという問題意識を強く持っておりまして、今年度から一部試行を運用開始しようとしているところでございます。

一方で、我が省の基本計画を行っていくのに加えて、見直しの方針を受けとめて検討していくわけでございますけれども、その際に全省にまたがる取組として横断的なシステム開発のようなものもやってはどうだろうかという提案でございます。御承知のように委託事業についてはGEPSという各省が既に使える電子システムがございます。補助金についても同じようなものが、要は各省横断的なものがないだろうかというところでございます。

こういったシステム化をするに当たっては、もちろんシステムの設計とかが必要なことは言うまでもありませんけれども、さまざまな省庁との調整もございますので、全省全体で行政手続コストを削減していくことを目指す意味でも、こういった取組も有効ではないか、こういったことも当部会ないし規制改革推進室でも御検討いただいたらどうだろうかという提案でございます。

私どもも当然一緒に汗をかいて協力をさせていただければと思っております。先ほど申し上げました先行的に取り組むベンチャープラットフォームの話ですとか、当省で法人インフォメーションということで、法人ごとのデータベースをつくっております。これを用いると当該システムに乗った法人が申請をするときに一々、一から入力しなくて済む。こういうシステムを開発しておりますので、こういったものの活用等、知見、ノウハウも私どものほうで協力させていただけるのかなと思っております。

2番目でございますけれども、交付申請以降の手続の簡素化についても見直しという御

指摘が出ております。ここは書類保存負担の軽減とか、検査対応時間の合理化といった御指摘なのですが、ここにつきましては我が省もちろんそうなのですが、全省的に会計検査院との関係ですとか、補助金適化法の対象にもかかわってくるプロセスの部分になってきますので、省庁共通に関係省庁との調整が必要になる部分ですので、こちらについても是非当部会ないし規制改革推進室のイニシアチブを期待したいなと思っております。当然、私どももしっかり協力をするという中でイニシアチブを期待したいということでございます。

3ポツは冒頭申し上げたことでございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、若干の時間ですが、ディスカッションをしたいと思うのですが、今、経産省さんからいろいろ大変示唆に富んだ御提案をいただいて、特に当会議にもちゃんとやれという御叱咤をいただきましたので、大変ありがたいことと存じております。

それでとりあえずの話なのですが、もう既に審議官からお話が出たように、御省の基本計画の中に、今お話が出た計画の対象外となる補助金においても、特に申請コストの影響が大きいベンチャー企業等に対する補助金等への申請について、法人インフォメーションと連携して補助金等の要するに負担の軽減を図るという記述がございまして、大変重要なことと考えております。

そこで当部会としましては、この種のシステムを経産省内の補助金全般、さらには霞が関全般の補助金に展開していくことが1つ考えられるのではないかと思います。それは私が今、思っているというだけのことなのですが、そういう考え方もあるのではないかと思います。

それから、これも本日のお話に既に出てきたことですが、会計検査の対応のことでございます。補助金である以上、会計検査があるのは当たり前ですから、しっかりやらなければいけないのだが、この前、当部会のヒアリングにおいでいただきました全国中小企業団体中央会の方が、検査対応の書類を紙の媒体で大量に保存しなければいけなくて、それで倉庫を借りなければいけないから倉敷料が大変だみたいなお話を伺いまして、話を盛っているのではないかと思うところもなくはなかったのだが、ありそうな話だなと確かに思うのです。中小企業さんの場合ですと、総務系に人を雇うのも負担だし、倉庫を借りるのも大変なことです。そこは何とかしなければいけないと思います。

今お話があったように会計検査の話ですから、御省と当会議だけで合意すればいいという話ではございませんで、もっと全霞が関的な問題でございますが、とにかく当会議としてもそこは努力いたしまして、あわせて御省からも御協力を賜りたいと考えているところでございます。

私が当面考えているところは以上でございます。今の点も含めて、あるいは他の点でももちろん結構です。どなたからでも御意見どうぞ。

○高橋部会長 力強い御提案をいただきました。ただ、政府全体の取組にしていくという点では私どもも努力はするのですが、どのように持っていったらいいのかという手順論というのは重要だと思うのです。その辺について、経産省さんとしては霞が関のことをよくわかっていらっしゃるので、どうやったらうまくいくか、その辺についてどのように思っているかお知恵を拝借したいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○渡邊審議官 とにかく今この瞬間、申請段階のウェブ申請もまだできていない段階で、まず我が省としてはベンチャー支援策補助金のところからスタートしようと思っております。ですから、まずこれをしっかり動かして、ここで得られたレッスンとか知見というものを是非横展開に生かしていきたい。横展開という意味は今、主査おっしゃっていただいたように、まずは省内の他の補助金に。さらに言えば全省庁にという中で、こういったものが生かされればいいのかなということでございまして、今年度はまずベンチャー大賞というものをやっております、この公募申請のシステム運用を今年度中にスタートして、来年度から補助金のほうに展開したいと思っております。今年から来年にかけて蓄積するこういった知見というものを生かせないかと考えているところでございまして。そのあたり同時並行には是非私ども担当事務方と、他の先生方及び規制改革推進室の担当の方と同時並行で御相談させていただきながら進められればいいのかなと思っております。

○中野室長 補足させていただいてよろしいでしょうか。恐らく2つ課題があると思っております、1つは多数の補助金の種類にどう対応するかということでございまして。経産省だけでも100種類ぐらいの補助金がございまして、全府省庁となるとその数は相当なものになります。もう1つは手続の流れのどこまでを電子化するかということでございまして、経産省でやらせていただいているベンチャープラットフォームも申請の段階までですので、その後の交付決定の審査ですとか、最後、検査院までというところのフローがつながっておりません。

それをどう解決するかというときに、全てを一遍に100%やるのは難しいこととございまして、代表的な補助金を選んで、それに対して流れを一度つくるということがポイントではないかと思っております、そのような視点で我々としてはベンチャー向けの補助金がある意味共通点を見出しやすいのではないかとこのところでトライしています。同じような試みが政府でどのような形でつくれるかというところを、是非一緒に御議論をさせていただければありがたいなと思っております。

○安念主査 ベンチャー向けの補助金というのは、名称、目的はさまざまあれ、経産省さんだけではなくて他省庁でもやっておられることですね。

○中野室長 はい、そこは経産省以外の省庁さん含めてベンチャー向けの主立った補助金を念頭に今、検討しております。

○安念主査 御省のプラットフォームとか法人インフォメーションは、それ自体としては他省庁でもユースフルなものであると考えていいのですか。

○中野室長 法人インフォメーション自体は、今は申請の機能はございません。法人の基

本情報を集めておりますので、情報量が増えてくればこれ自体は比較的汎用性のあるものだと思います。一方でベンチャープラットフォームは、ベンチャー企業向けの補助金を念頭につくっておりますので、それがあらゆる補助金に適用できるかというところ、また議論が違うのではないかとこのところは気をつける必要があるのではないかと考えています。

○安念主査 わかりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○高橋部会長 今年度中に大体ベンチャープラットフォームは動かしてみて、大体こんなもんだという粗々の成果というか、目論見としては、大体わかるという感じでしょうか。

○中野室長 時期的に年度末ですので補助金の交付が大分終わっているということもありますけれども、そのような形で、少なくとも補助金申請そのものができるか、そして法人インフォメーションと連携した形で申請手続きができるかということ、今年度、確実に1個、2個はやろうと考えています。

○高橋部会長 来年度の予算。12月に向けてどのようなことを予算申請で考えていらっしゃるのでしょうか。

○中野室長 前回の行政手続部会でも経産省で御説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、経済産業省では補助金に限らず、いろいろ法人向けの行政手続がございますので、それについて1つのIDでデータ連携するという仕組みを考えております。補助金の議論はある意味それと連動する形で進めていければと考えています。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

○佐久間専門委員 ただいまの取組、大変積極的な取組で是非進めていただきたいと思えます。

1つ、この法人番号を活用した省力化の取組ということなのですが、これは補助金に限らず、どのようなものでも使えるツールとして、企業からすると各種の調査・統計、アンケートに答えるときに冒頭、自分は何者かというところの情報を出す。これがもし本当に整備されれば法人番号だけ書いて終わり。もしくは法人番号を書いた上で、法人番号で登録されている情報が変わっていたところだけ修正するとかいう点で、かなりこれは簡略化される。つまり行政手続全体に効果が及ぶということで、非常に重要な試みだと思いますので、是非こういう形で経産省だけでなく各省で使えるようになればいいなと思います。

1つお聞きしたいのは、今は法人インフォメーションというのは、法人番号についてのインフォメーションというのは非常に限られていますから、これは経産省さんのほうで独自に何か情報を埋めていっているとか、こういうことなのでしょうか。それとも基本的には上場会社であれば有価証券報告書等々のデータがありますし、東証関係であれば上場番号とぶつければそのまま照合ができるということになるのですが、その辺を教えてください。

○中野室長 基本的には政府が保有している情報を集めて整理をしております。情報のコンタミネーションというか信頼性をどうやって確保するかということも一方の課題とし

てございますので、民間のウェブサイトにある情報をどこまで集めて使えるのか、あるいは企業の方に直接書き込みをしてもらうことがどうなのかということは、中でも議論をしておりますが、今の段階では政府に届出があった情報を共有いただくという形で進めております。

具体的に申し上げますと、国税庁さんからいただいている法人の基本3情報の件数が一番多いのでございますけれども、それに加えて、例えば、これは資格を取っている企業さんに限られますが政府の入札参加資格ですとか、手続として比較的確立されているものの中から情報がある意味、集めてきている。これがいろいろな手続とうまくつながってくると、佐久間専門委員におっしゃっていただいたような、政府が何らか確認した形の法人の基本データセットができるということであり、そこにどう持っていくかというのが我々の目下の課題と考えております。

○野坂委員 今の法人インフォメーションのお話ですけれども、前回、確か堤専門委員がご自分の企業の情報を確認したときに、十分に内容が掲載されていなかったとおっしゃられておまして、どのぐらいタイムリーにというか、例えば表彰情報等も掲載されているということですが、企業からすると迅速に記載してほしいと思うのですけれども、そのタイミングはどのようになっていますでしょうか。

○中野室長 非常に難しい御指摘でして、本日お答え申し上げられるところとしては、表彰情報などは、基本的には今1年に1回の更新になっているということでございます。これはシステムの自動更新できるものと、結局、手作業でやっているものとが混在しておりますので、それによる時差だと思っただけだと思います。

○安念主査 それはあるだろうな。よろしゅうございますか。

本日は本当にいろいろ貴重な御指摘をいただいて、ありがとうございます。今後とも協力し合いながら作業を進めてまいりたいと思います。どうも本日はありがとうございます。

(経済産業省退室)

○安念主査 それでは、これまでの議論も含めて御質問、御意見があればお願いいたしますが、要するに主たる内容は資料1でございます。

○高橋部会長 1点よろしいですか。今、気がついたので。 (2)も(3)も括弧の中がウェブ申請を検討すべきと書いてあり、例と書いてあります。ただ、これでは、検討すべき補助金、助成事業の例に読めてしまうので、モデルとすべき事例でいいですね。それでは、モデルとすべき事例ということで表現し、以下、括弧内は同じと書いていただければ紛れがないのではないかと思います。

以上です。

○安念主査 事務局にお願いですけれども、補助金総覧というものがあって、それが我々のネタ元なのだけでも、事業者向けの国からの直接補助金及び間接補助金として明記されているものを対象としているのだが、これで悉皆拾ったことになるのか。それ以外にも

件数の多い補助金というものがあはせぬかという御疑問もあろうかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○石崎参事官 別の委員からも御指摘を受けていますので、事務局のほうでまた精査して、御報告させていただきたいと考えております。

○安念主査 では済みませんが、よろしく願いいたします。

他に何か御指摘をいただくことはございませんか。

○高橋部会長 今の補助金の話ですが、毎回言っているのですが、お金を出しているのに要するに金主というのが一番強いはずなのです。よって、私に言わせると、法定受託事務よりも補助金を出しているほうが関与が強いのは当たり前だと思っています。金主がちゃんとやれというのは別に分権に反しないので、そういう意味では、これでいいと思うのですが、各省に対しては、もう少しその点を、法定受託事務よりもともと関与が強いものなのだから、しっかり統一してください、ということをお願いしていただければと思います。

○安念主査 それは資料1の2ページ目の(5)の注のところの心ですよね。それはよくわかります。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ここまでとさせていただいて、経産省から提示された論点については、先ほど私から申し上げたことなのですが、経産省の全面的かつ主体的な御協力をいただきたいと思いますので、それを含めまして資料1、見直しの方針を決定し、資料2を用いて各府省へ各補助金の対応を求めてまいりたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。今、高橋部会長がおっしゃったことも、口頭ベースではしっかりとお伝えをいただくことにいたしましょう。どうもありがとうございました。では、資料1、見直しの方針を決定いたします。資料2に基づく各府省庁の対応の結果は、1カ月後ぐらいにこの場で事務局からまた御報告をしていただきたいと思います。

本日の議題は以上でございます。最後に事務局からお願いします。

○石崎参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきます。

○安念主査 それでは、会議はこれで終了です。委員、専門委員の皆様には連絡事項がございますので、そのままお残りください。ありがとうございました。